

第5編 雪害対策編

第1章 災害予防

第1節 雪害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

- 雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪寒事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第2 雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 雪崩等の災害から人命を保護するため、及び既存の所管施設の災害に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に雪害対策を実施するとともに、点検要領等により計画的に点検を実施するものとする。また、雪害の危険性が高い箇所では公共工事等を実施する際は十分工事中の安全確保を図るものとする。
- 集落等の雪崩による被害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩監視装置の設置等警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩対策の推進に努めるものとする。
- 除排雪機能を有する溪流保全工、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、および地すべり対策事業に係る特定地下水利用による消雪用水施設の計画的整備を行うものとする。
- 融雪時等の土砂災害を防止するため、土砂災害危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサーの設置等を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
- 避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 雪崩危険箇所、土砂災害危険箇所の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、

警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

- 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

第3 主要交通・通信機能強化

- 主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、航空等の基幹的施設の整備に当たっては、ネットワークとしての多重性・代替性の充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、地域内交通、幹線交通及び国際交通について、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。
- 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。

第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- 広域的な交通機能を維持し、社会経済活動の安定を図るため、拠点間を結ぶ主要な広域幹線道路について、除雪、防雪事業を重点的に進めるものとする。
- 冬期の交通支障箇所となっている凍結路面箇所等において消雪施設を重点的に整備するとともに、市街地内において流雪溝を整備し、地域と連携した雪処理を推進するものとする。
- 老朽化した雪寒対策施設の計画的な維持保全及び更新を図るものとする。
- 気象情報等の収集装置の整備を進めるとともに、きめの細かい気象情報・路面情報の提供を行うものとする。チェーン着脱場では道の駅等の機能を備え、情報提供機能の強化を図るものとする。
- 除雪機械の省力化・省人化、冬期の安全な走行を支援する技術等の開発を積極的に進め、より効果的、効率的な雪寒対策手法を開発するものとする。
- 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第5 都市の防災構造化の推進

- (1) 都市の防災構造化対策の計画的推進

- 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2) 積雪期における都市機能の維持

- 冬期における都市機能の確保を図るため、除雪・消融雪施設、流雪溝、消雪パイプ等の設置により、積雪、堆雪に配慮した体系的な市街地内道路の整備を推進するとともに、地域と連携した雪処理を推進するものとする。
- 中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における歩行者空間の確保を図るため、除雪、消雪施設の整備、消流雪用水の確保を推進するものとする。
- 豪雪による被害を防止するために必要な消雪施設について、必要に応じ、下水処理水あるいは下水処理場等の排熱の活用を推進するものとする。

第6 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- 住宅等の建築物の、雪に対する安全化を図るものとする。
- 雪崩による危険が著しい区域において、危険住宅の移転を促進するものとする。

第7 防災拠点の確保・整備

- 豪雪災害発生時においても除雪活動等の拠点として機能する除雪ステーション、自動車駐車場、交通広場、港湾の防災拠点等を整備するものとする。
- 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。
- 地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。

第8 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

- 下水道については、降雪にともなう処理水の温度低下による処理機能の低下を防止するため、水処理施設に覆蓋を設置するなどの対策を推進するものとする。

第9 災害時要援護者対策の推進

- 老人ホーム、病院等の施設を雪崩災害及び土砂災害から保全する雪崩防止施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点に推進するとともに、災害時要援護者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- 積雪地域の中心市街地や通学路、福祉施設周辺等において、ロードヒーティング、消雪パイプ、流雪溝等の除雪、消雪施設の整備促進、消流雪用水の確保、投雪の省力化を図るための機器の開発や歩道除雪を推進することにより積雪時の快適な歩行環境を確保するとともに、雪下ろしなどをしなくて済むような克雪住宅の普及・整備を促進するものとする。

第10 農地防災等の推進

- 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第11 廃棄物処理施設等の整備等の推進

- 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第12 防災に関する広報・情報提供等

- 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行（航）状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。
- 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

- 除雪作業の円滑化を図るため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるものとする。
- 雪崩、融雪時における土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。
- 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力して、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第2節 危機管理体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- 道路情報モニター制度等の活用を図り、住民、道路利用者からの情報収集体制を強化するものとする。
- 豪雪等災害発生時における迅速かつ的確な除雪を実施するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- 非常参集者の宿舎は、勤務地の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
- 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、防災情報の形式を標準化するとともに、情報の収集・伝達システムのIT化に努めるものとする。

第2 通信手段等の整備

- 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各種情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。
 - ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。
 - ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。
 - ・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
 - ・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、及び災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 災害現地の情報収集を行うため、積雪深計、雨量計、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
 - ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
 - ・ 降雪量等の情報を総合的に収集、処理、配信する総合河川情報システムの整備を図るものとする。
 - ・ きめの細かい気象情報、路面情報の提供を行うため、気象情報等の収集装置の整備を進めるものとする。
 - ・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
 - ・ 河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管

理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

- ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

- 関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第3 関係機関との連携

- 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共機関等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、十分な協議を行っておくものとする。

第4 応急復旧体制等の整備

- 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。
- 迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。
- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 豪雪時において、緊急に交通を確保すべき路線を、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して定めるものとする。
- 豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行うものとする。

- 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、あらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。
- 緊急時の除雪機械、応急復旧用資機材の確保について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 迅速かつ確実な応急対策を行うため国土交通省の保有する機械について、整備計画を策定するとともに、運用に関する規定を整備するものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 豪雪等災害発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、地方整備局等間の応援に関するマニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対応を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。
- 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について、当該施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。
- 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力

- 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルート多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。
- 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。
- 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。
- また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2) 関連情報の整備保存等

- 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第6 代替輸送の実施体制の整備

- 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないように、代替輸送の実施体制の整備を図る。
- このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の

地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第7 二次災害の防止体制の整備

- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第8 後方支援体制の整備

- 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- 本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- 非常本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。
- 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性のある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 雪害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、防災に関する科学技術の研究の推進を図るとともに、研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映させるよう努める。
 - ・ 雪崩発生時期予測手法の精度向上、雪崩防止施設の合理的な設計手法の確立及び樹木の雪崩発生等抑止効果に関する調査研究
 - ・ ITSを活用した緊急車両の運行支援等に関する技術開発
 - ・ 除雪機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

- 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に係る職員の研修を強化するものとする。
- 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第2 防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。
- 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防止週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方

の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

- 被災した公共土木施設や土砂災害等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動無線電話装置の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

第5編 雪害対策編

- 訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、訓練の充実を図るものとする。
- 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

- 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

- 被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民、道路利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。

第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 雪害情報等の把握、連絡

- 雪害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報、道路パトロール等により、雪害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに非常本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、非常本部等に報告するものとする。
- 非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。
- 非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。
- 非常本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情

報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

- 応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 非常本部等または本省内各局は、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行う要員を派遣するものとする。
- 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ku-SAT、CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
- 雪害により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。
- 大規模な雪害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨非常本部等に要請するものとする。非常本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。
- 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
- ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。
- 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第2 通信手段の確保

- 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信施設等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施

設の復旧を行うものとする。また、専用通信施設等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する基準等によるものとする。

- ・ 移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。
- 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める国土交通省災害関係非常参集要領によるものとする。
- 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と十分に連携を図り応急対応を行うものとする。
- 地方整備局は、状況に応じ、被災地方整備局に対して人的、物的な応援を各地方整備局がそれぞれ作成する地方整備局間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第4節 政府本部への対応等

第1 災害対策関係省庁連絡会議

- 大規模な雪害発生時に、被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第2 政府本部

- 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。
 - (1) 河川管理施設等
 - 雪害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
 - (2) 道路施設
 - 雪害発生直後に、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。
 - (3) 航空施設
 - 雪害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。
 - (4) 都市施設
 - 都市公園の点検を実施するものとする。
 - 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。
 - (5) 官庁施設
 - 官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、除雪機械、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。
- 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。
- 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資

機材の活用を行うものとする。

第7節 災害発生時における応急工事等の実施

- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第8節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

- 道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を可能とするため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 建設業者等との間の応援協定等に基づき、除排雪等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第9節 緊急輸送

第1 基本方針

- 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、

陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第2 関係事業者等に対する要請、調整

- 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。
- 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡しについての調整を行う。

第3 緊急輸送に対する支援

- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。
- 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

第10節 代替輸送

- 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。
- また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第11節 二次災害の防止対策

- 雪崩、融雪に伴う出水、土砂災害等の恐れのある危険箇所等の点検は、安全に十分配慮し実施するものとし、所管施設管理の強化を図るとともに、二次災害防止対策を実施するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に

応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

- 土石流などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第12節 ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第13節 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第1 情報収集、資機材の提供等

- 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。
- 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。
- 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第2 避難活動

- 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害や雪崩の危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。
- 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。
- 地域住民が安全に避難できるよう迅速な除雪等を実施するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。
- 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に二次的な雪害及び土砂災害による被害を受けることがないように、都道府県等に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

第14節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。
- 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。
- 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。
- また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる

交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

- 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技士国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

- 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第15節 災害発生時における広報

- 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。
- 非常本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアル等に基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第16節 自発的支援への対応

- 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。
- 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

第 5 編 雪害対策編

- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

- 地方公共団体が、地域の復旧の基本方向を検討する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体より、災害復旧対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。
- 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 査定の早期実施

- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。
- 広域にわたる大災害の場合、災害査定官は、現地において災害発生時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導にあたるものとする。
- 災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、必要に応じて復旧工法等について査定前に打ち合わせを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。
- 総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災害査定事務の合理化・簡素化を図るものとする。

第2 緊要事業の決定

- 事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図るものとする。

第3 災害復旧の促進

- 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮す

るものとする。

- 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。
- 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。
- 災害復旧活動の円滑化を支援するため、除雪等を実施し、道路交通を確保するものとする。
- 雪及び雪害に伴い発生したがれき等の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸海空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4 再度災害の防止

- 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、その他交通施設及び都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、自ら又は地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 雪崩、融雪等による土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧資機材の安定的な確保

- 災害復旧に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第4節 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、特定優良賃貸住宅等公的住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた災害においては、災害公営住宅の整備等を推進するものとする。
- 災害が発生した場合には、必要に応じて既存公営住宅等の空家を活用し、被災者を一時的に避難させるとともに、その後、入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合には、当該災害により住宅が滅失した被災者等に対して、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）については、適宜、特定入居を行うことについて、事業主体に対して要請を行うものとする。
- 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第5節 被災事業者等に対する支援措置

- 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。
- 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。
- 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。